

# 支援金詳細

## 富士宮市知的財産権取得事業費補助金

市内中小企業者等の新技術及び新製品の開発の促進または、その新技術・新製品を保護し、もって本市中小事業の競争力及び経営基盤の強化並びに産業の振興を図るため、知的財産権の取得事業を行う市内中小企業者等に対し予算の範囲内で補助金を交付します。

地域	静岡県富士宮市
支援の種類	助成型（ 2 ）
利用目的	認証取得
対象	中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者等
公募期間	～
上限金額・助成金	補助率：出願にかかる経費の1/2以内 上限：特許...20万円、実用新案...10万円、意匠...10万円、商標...10万円 各補助対象事業の補助合計額は30万円を超えないものとする。
給付要件	補助対象となる知的財産：特許権、実用新案権、意匠権、商標権
その他	申請期間：年度始めから予算終了まで(特許については審査請求した年度を補助対象とします)
問合せ先	産業振興部 商工振興課 知財戦略・商業係 電話：0544-22-1295
URL	<a href="http://www.city.fujinomiya.lg.jp/entrepreneur/liti2b000000jyxn.html">http://www.city.fujinomiya.lg.jp/entrepreneur/liti2b000000jyxn.html</a>